			号外第四十六号	B			
	梨県公告	公 報	平成十七年	金曜			
		-	八月十九日	金			
文合团本 D 名尔等 D 届出							
公職選挙法第十ハ	八条第二項の規定	公職選挙法第十八条第二項の規定に基づく開票区の設定		: 			
選	選挙管理委員会	貝会					
平成十七年八月十九日政治資金規正法(昭和二十二山梨県選挙管理委員会告示第四	平成十七年八月十九日 政治資金規正法(昭和二十三年法律 山梨県選挙管理委員会告示第四十一号	平戎十七年八月十九日る届出が次のとおりあった。 る届出が次のとおりあった。 <b>梨県選挙管理委員会告示第四十一号</b>	第一項及び第七条の規	定 に			
始資金規正法第	积六条第一項第一						
名	その他の政治団体	その他の政治団体政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届 委 員 長 石 五 手 長 石 山梨県選挙管理委員会 ゴ んてもち ノ チーナモ	-設立 石 二 石 二 石 二 石 二 石 二 石 二 石 二 石 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二				
池谷むつおを励ます会	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	氏 _ 選	届       会計       澤       責任       道       5	±	た る 事 務 所 の 所 在 地	設 立 年 月 日	届 出 年 月
山梨民族派団体協議会	ま す 会称 	「「「」」「「」」「「」」「」「」」「」」「」」「」」「」」「」」「」」「」」	桑     届       桑     云       本     青       ぞ     道       ※     長		中 道 町 下 曽 棍 九 〇 所 の 所 在 地	七平 月二十 設 二十七 年 月 日 日	七平     月二十       月二十七     月       十七年     月       日     日
<b>以治資金規正法第</b>	協 ま 体 、 会 会 称 」		飯     桑     届       飯     桑     会     澤       島     本     青     澤       二     袋     任     道       部     東     夕     日		の 所 在 地	十平     七平       月成     月成       月六     二十       日     二十七       日     日       日     日	八平     七平       月成     月成       四十     二十       日七     十七       日     日
	その他の政治団体 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和	し 「 「 」 「 」 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	飯     桑     届       島     本     計     澤       島     本     青     二       安     任     近     道       部     年     夕     日		の 所 在 地	十平     七平       月成     月成       十二六     日       日     日	八平     七平       月成     月成       四十     二十       日     七七       日     十一年       月     日
区分	光 協 ま 体 3 名 に 会 会 称 よる 届 出	しんし チャック しんしょう しんしょう しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しん	●     ●     ●     ●     □ </td <td></td> <td>の 所 在 地</td> <td>異     十平     七平       月成     月成     日       動     十十     二十七       町     日     日</td> <td>届     八平     七平       月成     月成     月成       四十     二十     届       日     日     七平       月     日     日</td>		の 所 在 地	異     十平     七平       月成     月成     日       動     十十     二十七       町     日     日	届     八平     七平       月成     月成     月成       四十     二十     届       日     日     七平       月     日     日
新 分	里吉至光を支援する光友会     称     一四体       名     広第七条     人       名     よる     日       日     日     日       日     日     日       日     日     日       日     日     日       日     日     日       日     日     日		飯 桑 会 届 廣 本 計 澤		の 所 在 地	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	平     八平     七平       成     月成     月成       四十     二十       七     千       七     千       七     千       日     日
	吉     光     協     ま     日本       五     七     議     す     体       第     七     議     す     体       光     名     に     会     A       支     よる     日     日       援     石     日     日       す     日     日     日		飯 桑 会 <sup>届</sup> 廣 本 計 澤 島 加 任	東	三 の 所 在 地 地	$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	t $T$ $T$ $t$ $T$ $T$ $r$ <td< td=""></td<>

		笛吹市	市町村名	二 開票 化十十	一開票区を	平成十七			ІВ	新	旧	新	Ю
票区 笛吹市 第二開		票 区 市第一開	開票区名	年九月十一日	開票区を設ける選挙	平成十七年八月十九日	「昭和二十五年」	山梨県露洋管理委員会告示第四十二号	内藤ひさとし後援会	五久会内藤		なしみや会	部
三十九投票区及び第四十投票区第三十六投票区、第三十七投票	第三十三投票区、第二十四投票区、第二十七投票区、第二十七投票区、第二十七投票区、第二十七投票区、第三十三投票区、第二十一	十三投票区、第十投票区、第十投票区、第十投票区、第十投票区、第十分		執行予定の衆議院は			牛法律第百号)第一	弗四十二一号 	し後援会	五久会内藤ひさとし後援会			
D第四十投票区、第三十七投票区、	お 第三十四 一 第三十二 第三十二 第三十二 第二十二 第二十二 第二 十二 二 十二 二 十二 二 十二 二 十二 二 十二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	十三投票区、第十四投票区、第十五投票投票区、第十投票区、第十一投票区、第五投票区、第六投票区、第七投票区、第第一投票区、第二投票区、第二投票区、第二投票区、第二投票区、第二投票区、第二投票区、第二投票区、		開票区	委員長石	山梨県選挙管理委員会	- 八条第二項の規定!				渡辺都畄夫	渡辺聿三	
第三十八投票区、第	R三十四投票区及び第三十五投票区、第三十一投票区、第三十二投票区、第二十六投票区、第二十六投票区、第二十六投票区、第二十六投票区、第二十五投票区、第二十五投票区、第二十三投票区、第二十五投票区、第十八投票区、第十九投票区、第二	第十五投票区、第十六投票投票区、第十二投票区、第八投票区、第八投票区、第九三投票区、第九三投票区、第九三投票区、第九三	域	挙	澤 道 夫		いて開票区を設ける。 いて開票区を設ける。						若月義澄
								身 延 町					
					票区 町 第二開		票区	身延町第一開					
		+ 第 、 三 四 第 投 十 三 票 投 十	区、第 1 第 区、 第 三 十	七段票区、	票区、第 十四投	 第十三投票区	投票区、第	第一投票区、					
		区票七	山 干 貧	い 第 、 区	十票		十第						
		十三投票区、第四十四投票区及び第四十五投票区、第四十一投票区、第四十一投票区、第四十二投票区、第三十九投票区、第三十九投票	区、第三十四投票区、第三十五投票区、第三十六投票区票区、第三十一投票区、第三十二投票区、第三十二投票区、第三十三投票	LDQ票xx、第二十八段票xx、第二十九段票xx、第二十2十四投票区、第二十五投票区、第二十六投票区、第二十二投票区、第二十二十一投票区、第二	票区、第十八投票区、第十九投票区、第二十投票区、第十四投票区、第十五投票区、第十六投票区、第十十		投票区、第十投票区、第十一投票区、第十二投票区及び五投票区、第六投票区、第七投票区、第八投票区、第九	第一投票区、第二投票区、第三投票区、	八月一日	平成十七年	八月七日	平成十七年	八月二日